

春日井民商だより

N 0.1344 2012. 10. 22
発行 春日井民主商工会
春日井市ことぶき町 183
TEL 81-1482・FAX81-9756

10/11 小牧税務署交渉を行いました

8月2日に小牧税務署に対して行った「請願事項」についての回答をもらうということで、10月11日(木)小牧税務署交渉を行いました。交渉には小牧、尾北、春日井の3民商の代表が参加し奥田総務課長から「回答」を受けました。

例年9月に交渉を行ってきましたが、今年は「改正」国税通則法の「研修」が税務署内で行われているので、10月入ってから交渉になりました。

奥田総務課長から「請願事項」に沿って口頭で回答があり、その回答に対してさらに質問し回答を求めるという形式で交渉は進みました。

資料の「留置き」は断ることができる

「国税通則」法「改正」により、税務調査等で帳簿書類等が税務署に「留め置き」することが明文化されました。(「国税通則法」74の7 国税庁等又は税関の当該職員は、国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる) 交渉では、「留置き」を「拒否」したときにも罰則が適用されるかということが問題とされましたが、税務署の回答は「不都合があれば断ってもらってもかまわない。「留置き」に罰則は適用されない」というものでした。

「事前通知は電話等で」を納税者の立場で改善を

今回の「改正」で税務調査の事前通知も明確化されました。交渉では事前通知を行わない例外事案があるという前提で「事前通知は電話等で行う」との回答でした。「電話がつながらなかったらどうするのか」という質問には明確な回答はありませんでしたが「文書での通知も含めて納税者の立場に立った対応を」と要請しました。

税務署から「記帳指導」の案内も

通則法「改正」では白色申告者に対する「記帳の義務化」も盛り込まれ、「白色申告者のうち合計所得金額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります」(国税庁のパンフレットから)

このことに対して「記帳指導」に誘導する「案内」が税務署から届いている会員も出てきています。税務調査に限らず税務署の動きや働きかけは最寄りの役員か事務所まですぐにお知らせください。

10/14 支部長・支部役員学習会に19民商から74名参加

10月14日(日)、名古屋港湾会館で愛商連の支部長・支部役員学習会が開かれ春日井からも7名が参加しました。午前中は「支部・班活動の手引き」をテキストに太田義郎県連会長が講義。午後は5つの分散会で支部役員会の開催や班会の問題など熱心に討議しました。参加した役員からは「班会の開催は大切だと毎回講義を受けるがどうしたら本当に班会が開けるのかよく考えたい」「支部役員会を活性化するためにどういう努力をしているのかほかの民商の話が聞けてよかった」などの感想が寄せられました。

春日井民商を知らせる新しいチラシができました。配布に協力ください！

民商まつりまで3週間、まつり成功のためご協力をお願いします

春日井民商まつりまであと3週間！今年は、戦後最大の被害を与えた東日本大震災から2年経った今、東北はどうなっているのかが分かるパネル展示と東北の物品販売。各支部からの創意工夫を凝らした模擬店。バザーやお医者さんによる無料の健康相談会などなど楽しい企画が満載です！！好評のもちつきは今年も実施します。

○民商まつりにご参加ください、可能な限り要員にもご協力ください

○不要品の提供にご協力ください(ガラスケース入り人形、古着は扱いません)

毎年好評の日高昆布
入荷しました！

○大 2,500円(500グラム)

○小 1,500円(300グラム)

○根昆布2,200円

お早めどうぞ！

pixia.jp - 2877868

15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎 孝亀